



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

http://www.tochigi-sanpai.or.jp

## 栃木県・宇都宮市との意見交換会を開催しました

8月2日(水)、栃木県庁北別館において、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図るため、栃木県、宇都宮市の産業廃棄物行政の現状や課題等について、当協会の三役(会長、副会長、常務理事)と栃木県及び宇都宮市の担当課長、職員等による意見交換会を開催しました。栃木県から笹川廃棄物対策課長外5名、宇都宮市から岡嶋廃棄物対策課長外2名、当協会から菊池会長外6名が参加し、協会員等からの意見要望事項についての回答ほか、栃木県から令和3年度以降の新たな「栃木県産業廃棄物処理計画」の概要(4～5ページ参照)や県営管理型最終処分場「エコグリーンとちぎ」の進捗状況等について説明があり、それぞれの立場からの取り組み状況等について活発な意見交換が行われました。栃木県及び宇都宮市の意見要望事項の回答は次のとおりです。



【挨拶する菊池会長】



【当協会三役】

(当協会からの意見・要望事項)

### 1. 公共工事におけるリサイクル製品の積極的使用について

栃木県(県土整備部が施工する土木工事及び舗装工事に適用)が定める再生材の利用基準では、「再生クラッシャーランとは、建設工事場から再生資源化施設へ搬出される建設副産物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等を再利用し、・・・」と明記されております。リサイクルの多様化が進む中で、公共工事での使用に十分耐える品質を備えたリサイクル製品が数多く製造されるようになってきましたが、県の利用基準において主原料が限定されているため、公共工事で使用して頂くことが困難な状況にあります。また、栃木県リサイクル認定制度(とちの環エコ製品)においても、認定は受けても、なかなか公共工事では使用されないという状況にあります。栃木県より許可を取得し、建設資材等を製造している処理業者が当協会に48社おり、土壌環境基準値やCBR試験等をクリアするなど、廃コンクリートや廃アスファルトを原料とした再生材と比較しても品質的に何ら問題の無い製品であれば、既存のルールにとらわれる事なく、積極的に使用して頂きたいと思っております。県土整備部発注工事で環境森林部が認定した製品が円滑に使用されるような流れになる事を切望致します。そして、そのことが、リサイクル産業の社会的地位の向上と発展に繋がり、真の循環型社会の形成へと繋がっていくものと考えております。

(栃木県) 県では、「栃木県県土整備部リサイクル製品利用指針」を定め、発注する公共工事等において、「とちの環エコ製品」を積極的に利用していますが、再生材の利用基準により一部限定されている事項もあるため、このことについて、関係部局に働きかけを行ってまいります。また、関係部局と連携し、認定製品の情報提供を行うなど「とちの環エコ製品」の需要拡大及び認定件数の増加を進めていくことにより、認定製品の利用促進を図ってまいります。貴協会員におかれましても、より付加価値の高いリサイクル製品の製造に向け、技術開発等を積極的に行っていただくようお願いいたします。

## 2. 産業廃棄物処理施設の設置について

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱では、産業廃棄物処理施設を設置する場合、工業専用地域等であれば地元自治会との環境保全協定を免除しており、工業専用地域（工業団地）へ立地を誘導しているが、県内の工業専用地域（工業団地）では、産業廃棄物処理施設を受け入れてくれる工業団地はありません。何とか、施設が立地できるよう造成主体に働きかけるか、工業専用地域でなくてもリサイクル施設の場合は、地元自治会の協定を免除するなど指導要綱を見直してほしい。

(栃木県) 工業団地へ施設を立地しようとする場合、市町などの関係者の理解促進が重要であるため、県では、市町の職員を対象とした施設見学会を毎年開催するとともに、地元住民など県民の理解促進を図るため、ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業など普及啓発を行っているところです。また、工業団地内に施設立地をする場合や、一部のリサイクル施設については、環境保全協定の締結を不要にしてきたところです。さらに、木質チップ製造施設も協定を不要とする要綱の運用見直しを行いました。今後ともあらゆる機会を捉えて、廃棄物処理施設の現状や施設の安全性・必要性、雇用創出等地域経済への効果について説明することで、地元市町などの理解促進を図ってまいります。

(宇都宮市) 本市では、工業専用地域内での産業廃棄物の処理施設設置に対し、住宅地と近接する場合などを除き、指導要綱で、環境保全協定の免除など、事前協議の手続を一部省略できる規定を設けており、施設の立地促進を図っているところでもあります。今後とも、産業廃棄物の広域処理の考え方を踏まえながら、現在の指導要綱に基づき、事業者と地域や関係機関との調整に協力しつつ、廃棄物の適正処理を推進してまいります。

## 3. 最終処分場の設置について

管理型処分場については、県自ら設置したところではありますが、県は4年前に安定型処分場について指導要綱を改正し、既存の処分場の拡張を認めました。しかし、その後拡張が認められたのは、当初の1件のみであり、実態は地元自治会との合意形成が進まず、手続が進んでいない状況であります。県は設置の可否を地元自治会に委ねるのではなく、施設の設置状況、残余容量、地元の状況を踏まえ判断すべきと思われます。また、県内の安定型処分場の残余容量は減少の一途であり、安定型処分場を確保するには、県自らが地元調整することも検討する時期に来ていると思われます。

(栃木県) 県としては、将来にわたり、安定的な廃棄物処理体制の確保を図っていくことを基本としつつ、施設の設置にあたっては、地元住民との合意形成が重要であると考えており、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱において、地元説明会の開催や地元自治会との環境保全協定の締結を求めています。引き続き、施設に対する県民理解促進に努めるとともに、地域住民と事業者との意思疎通と相互の理解が促進できるよう、指導要綱に基づき、関係者間の調整を図りながら、施設の整備を促進してまいります。

(宇都宮市) 本市の指導要綱においては、既存の最終処分場の拡張に関する規定はありません。現在、市内には、最終処分場が1か所ありますが、拡張の話は伺っておりません。

#### 4. 県内で処理できない廃棄物について

低濃度PCBや廃石綿、乾電池などについては県内に処理施設がありません。他県では低濃度PCBについては、焼却施設で処理を、廃石綿や乾電池については、電気炉で処理している事例もあるようです。県内には焼却施設も電気炉もあり、県内でも施設的には処理が可能であると思われますので、処理業者に働き掛け、許可を取得するための施設の改造費や分析費などの補助を県及び宇都宮市にお願いします。

(栃木県) 低濃度PCBや廃石綿を処理できる中間処理施設は国による認定制度等による整備が進んでおり、一般家庭等から排出される乾電池についても処理ルートが確立されているため、現時点で当該廃棄物が県内において停滞する状況ではないと考えております。また、PCBを含有する製品については、生産が既に中止されていることから、今後処理すべき量は減少していくことと予想されます。なお、県内における県内の処理状況について引き続き注視していくとともに、リサイクル施設の立地促進に向け、庁内連携や市町の理解促進に努めてまいります。

(宇都宮市) 市内には、低濃度PCBや廃石綿、乾電池の処理施設はありませんが、産業廃棄物は、広域で処理するものであり、必ずしも市内に処理施設を設置するものではないと考えております。なお、市内の処理業者から、上記のような処理施設を整備したい旨の御相談があれば、廃棄物処理法及び指導要綱に基づき、助言等を行ってまいります。

#### 5. 一般廃棄物の処理困難物の解消について

当協会には毎日様々な廃棄物処理の相談が寄せられ、その中には市町等が処理しない一般廃棄物の処分について相談が後を絶ちません。そもそも、市町等が一般家庭からの廃棄物を収集、処分しないということ自体廃棄物処理法に抵触すると思われるので、市町等の一般廃棄物処理の実態を把握し、処理困難物の解消の指導をお願いします。なお、昨年度、協会から提案した8m<sup>3</sup>コンテナに様々な処理困難物を入れ、会員が処理を受託する提案が採用された事例はありません。

(栃木県) 市町等の一般廃棄物処理の状況について、実情の把握に努めるとともに、市町等が、処理困難な廃棄物を含め、区域内で発生する一般廃棄物の適正な処理方法等について一般廃棄物処理計画に位置付けるよう、引き続き、市町等に対する技術的な助言を行ってまいります。また、区域内で発生する一般廃棄物のうち、設備等の関係から自ら処理することが困難なものについて、市町等が貴協会と協力して適正かつ円滑に処理できるよう協議の機会を設ける等、支援に努めてまいります。

(宇都宮市) 廃棄物処理法においては、一般廃棄物の処理責任は市町村にあると規定されておりますが、一般廃棄物は、産業廃棄物を除く全ての廃棄物であるため、全ての種類の一般廃棄物を市で処理することは、現実的に難しいと考えており、多くの市町村も同様であると考えております。なお、本市では、タイヤやマットレスなど、適正処理が困難な一般廃棄物の処理について市民から問い合わせがあった場合には、販売店や専門業者に処理を依頼するよう、案内しております。

## 次期栃木県廃棄物処理計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

本県では、平成28(2016)年3月に「栃木県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を推進してきた。

この間、県民や事業者による廃棄物の発生抑制・再生利用等の取組は進展しているが、天然資源の消費を抑制し循環型社会の形成を進めるためには、食品ロス削減や海洋プラスチックごみ対策などの世界的な課題にも対応しつつ、より一層の3Rの推進や最終処分量の削減、必要な廃棄物処理施設の整備促進等に継続して取り組むことが必要である。

また、近年、毎年のように大規模な災害が発生し、大量に生ずる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理を進めることが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、現行計画の計画期間の終期が令和2(2020)年度であることから、令和3(2021)年度以降の新たな栃木県廃棄物処理計画を策定するものである。

### 2 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定による計画であり、本県の廃棄物処理に関する施策の基本となるものであるとともに、栃木県環境基本計画の部門計画として位置付けられるものである。

### 3 計画期間

この計画は、おおむね10年後を展望した上で、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5か年間を計画期間とする。

### 4 計画の内容

この計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 廃棄物の減量化及び適正処理に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の適正処理を確保するために必要な体制に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (5) 非常災害時における(2)～(4)に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

### 5 計画の策定方針

この計画は、これまでの取組状況や新たな課題を踏まえ、廃棄物処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の方針により策定する。

- (1) 人口減少・少子高齢化の進行や気候変動の影響を見据え、強靱かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を進める。
- (2) 資源循環を巡る社会情勢や国際的動向を踏まえ、食品ロス削減や海洋プラスチック対策等の廃棄物処理に係る喫緊の課題に対応する
- (3) 本県における廃棄物の発生及び処理の実態を踏まえ、新たな将来像や目標、施策の方向性を示す。
- (4) 国の第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた循環型社会形成に向けた取組の方向性を参考とし、本県の実状に応じた施策等を位置付ける。
- (5) 次期栃木県環境基本計画や栃木県気候変動対策推進計画(仮称)などの関連計画との整合を図る。

## 6 計画策定の方法

この計画は、次の方法により策定する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、栃木県環境審議会及び各市町の意見を聴き、計画に反映させる。
- (2) 広く県民、事業者等の意見を聴くため、パブリックコメントを実施する。
- (3) 庁内における検討、調整及び決定は、とちぎ環境立県推進本部において行う。

## 7 計画策定の日程

この計画は、令和2（2020）年度末を目途に策定する。なお、主要な日程は、おおむね次のとおりである。

日 程	審 議 会	備 考
令和2（2020）年2月	環境審議会【諮問】	廃棄物部会を設置
6月	廃棄物部会【審議】（現状と課題）	
8月	廃棄物部会【審議】（骨子案）	
11月	環境審議会【中間報告】（素案）	市町への意見聴取 パブリックコメントの実施 市町への意見照会
令和3（2021）年1月	廃棄物部会【審議】（計画案）	計画の決定（推進本部）・公表
2月	環境審議会【答申】	
3月		

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

（都道府県廃棄物処理計画）

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (5) 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 令和2年度 各委員会の事業推進について意見交換が行われました

7月27日(月)、28日(火)に宇都宮市内の栃木県立美術館普及分館会議室において当協会の各委員会が開催され、今年度の事業について活発な意見交換が行われました。

## ○適正処理・調査研究委員会、相談指導委員会 合同委員会

## ＜協議事項＞

## (1) 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修

新型コロナウイルス感染拡大の現状を鑑み、今後の状況を注視するとともに国や県等の考え方に留意しながら、事業実施の可否等について再度検討することとなりました。

## (2) 反社会的勢力排除のための研修会

例年通り最近の反社会的勢力の動向や企業への暴力の実態や対策等の内容で調整することとなりました。

## (3) 組織強化の推進

加入勧奨を継続的に実施し、新規会員の加入促進に努めていくこととなりました。

## ＜報告事項＞

## (1) 災害廃棄物処理応援体制

## (2) 廃棄物処理アドバイザー事業

## (3) 不法投棄・不適正処理防止対策

## (4) 電子マニフェスト操作体験セミナー及び導入説明会

## (5) 関東地域協議会 建設廃棄物処理・処分価格実態調査

\*各事業の概要等について報告しました。

## ＜その他＞

## (1) 暫定講習会

## (2) 令和2年度産業廃棄物処理検定

\*各事業の概要等について説明しました。

## ○研修委員会、普及啓発・情報委員会 合同委員会

## ＜協議事項＞

## (1) 研修事業

新型コロナウイルス感染拡大の状況を注視するとともに国や県等の考え方に留意しながら、各種研修会実施を開催していくこととなりました。また、今後、Web会議等のオンラインシステムを活用した研修会が実施できるか検討していくこととなりました。

## (2) 排出事業者(団体)との意見交換会

会員に実施した発災時における機材等の提供に関するアンケート調査の結果を纏めた「災害廃棄物処理応援体制」の運用や課題等について、関係団体と調整することとなりました。

## ＜報告事項＞

## (1) 産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

## (2) 行政との意見交換会

## (3) 共催講習会事業

\*各事業の概要等について報告しました。

## ＜その他＞

## (1) 災害廃棄物処理応援体制

## (2) 廃棄物処理アドバイザー事業

## (3) 暫定講習会

## (4) 令和2年度産業廃棄物処理検定

## (5) 関東地域協議会 建設廃棄物処理・処分価格実態調査

\*各事業の概要等について説明しました。

## 災害廃棄物処理応援体制について

昨年の台風19号による被災を契機に、災害廃棄物処理の重要性を改めて認識されました。そこで当協会では、県や関係団体と協力して、発災時における災害廃棄物処理の応援体制に係るアンケートを協会員に実施し、仮置き場の管理や収集運搬、さらに処分まで会員がどの程度応援できるのか纏めました。その資料を基に「災害廃棄物処理応援体制」の概要や一般社団法人栃木県環境美化協会と連携して実施する災害廃棄物処理応援体制の運用等について説明するため、県内市町を訪問した概要は次のとおりです。  
(市町は、説明した順に記載しました。)

## (災害廃棄物処理応援体制の説明概要)

- ・協会が昨年の台風19号で、県と締結している協定に基づき実施した概要、反省事項  
⇒被災市町から県に対し応援要請⇒県から協会へ事業者紹介依頼⇒会員に対しアンケート実施とりまとめ⇒協会から県に事業者リスト提供⇒県から市町に情報提供
- ・反省をもとに昨年度末に実施したアンケート調査（仮置き場の管理、収集運搬、処分）
- ・災害廃棄物処理連絡体制（具体的な流れ）  
⇒仮置き場の管理、収集運搬については、県内を3ブロックに分け、処分については全県一区の連絡体制  
⇒処分については、1ヶ月で処分するのか、1年で処分するのかで、処分方法も費用も異なる。木製家具や畳などは、破碎すれば自治体の焼却炉で焼却が可能

## 1 宇都宮市

市：台風19号で災害廃棄物の処理を実施したが、単価があらかじめ決められているとすぐに処理に取り掛かれる。今後、市と協会が協定を締結することになるのか。

協：協定の在り方については、県と協議中である。各々の市町と協会が締結するのか、県が間に入り、すべての市町と締結するか協議中である。今回は、まずはアンケートの結果を情報提供させていただいた。

市：市が協会に災害廃棄物の処理を委託できないのか。

協：千葉県、茨城県では協会が直接受託し、会員に処分を割り当てた。栃木県の判断では、施設を持たない者が廃棄物の処理を受託することは難しいと考えているようである。

## 2 さくら市

市：昨年の台風19号ではほとんど被災しなかった。東日本大震災では多くのがれきが発生し、処理するのに時間を要した。貴重な情報提供に感謝する。

## 3 高根沢町

町：昨年の台風19号ではほとんど災害はなかった。ブロック分けでは県北になるが、経済圏は宇都宮（県央）である。仮置き場の管理や運搬は県北からの支援になるのか。

協：確かに橋を渡ると宇都宮市なので、柔軟に対応したい。

## 4 矢板市

市：何を説明されているのかわからなく、最初は失礼した。大変貴重な資料提供に感謝する。

## 5 塩谷町

町：内容は分かりました。

## 6 芳賀町

町：いずみ産業、仲田総業、ワタル商事などは町と取引があり、なじみがある。

## 7 市貝町

町：情報提供ありがとうございます。

## 8 茂木町

町：昨年台風19号では休日に仮置き場を決めて受け入れを開始した。災害廃棄物の処理は、いかに早く対応するかがポイントである。その意味でも、貴重な情報である。

## 9 益子町

町：災害は広域に発生すると思われるが、支援を受けられるのは協会に支援要請した順になるのか。

協：協会では県全体の被災状況についてつかみにくい。支援する順番は、県と協議しながら支援することになると思う。現在支援の在り方について県と協議中である。まずは梅雨の時期で九州では被災しており情報提供した。

## 10 小山市

市：県から協会が応援体制について説明に来るとメールがあった。昨年台風19号では仮置き場を1か所設置したが、重機の手配を建設業協会に依頼したので分別されなかった。今後、仮置き場の分別ができる体制にしたい。

協：分別されているか否かは処理コスト、期間に大きな影響があり、分別しないと2度手間になるので、分別したほうがいいと思う。

## 11 下野市

市：一般廃棄物である災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理できるのか。

協：廃棄物処理法に基づき、県に届出を提出すれば処理できる。加えて、市町間の協議（法では事前通告）も必要になる。

## 12 真岡市

市：素早い情報提供はありがたい。

## 13 野木町

町：災害廃棄物処理計画を策定するのに参考にしたい。

## 14 栃木市

市：仮置き場のリストに、フォークリフトとパレットはないのか。畳や廃家電の収集運搬には効率的に活用できる。

協：今回のアンケート調査に入れていなかった。次回の調査には加えたい。

市：被災は広域になると思うが、ブロックを超えて支援は可能なのか。

協：被災状況にもよるが、各ブロックで対応しきれない場合は、ブロックを超えて支援する。

## 15 壬生町

町：貴協会等と協定を締結し運用するのか。

協：7月16日に県と市町との協定について協議する。協議が整えば市町に協定について、説明することになる。

町：災害はいつ来るかわからない。早く進めてほしい。現時点では、仮置き場をどこにするか、課題がある。町の位置づけは県南ブロックだが、ブロックを超えて支援は可能か。

協：被災状況にもよるが、ブロックを超える支援は可能である。

## 16 上三川町

- 町：仮置き場の管理や処分などの料金はどうなるのか、あらかじめ料金が決まっていると早く着手できる。
- 協：建設物価や関東地域協議会で出している建設廃棄物処理の処理価格などは参考になるようだ。台風19号で千葉県では、関東地域協議会の建設廃棄物の価格を採用したと聞いている。焼却、破碎などの処理方法によりある程度単価は決まると思う。昨年の台風19号の実績も参考になると思うが、廃棄物は均一ではないので価格統一はなかなか難しいと思う。
- 町：貴協会と協定を締結する必要があるか。
- 協：協定の在り方については県と協議中である。個別に業者にあたることも問題ない。業者の担当者も記載してある。
- 町：災害はいつ来るかわからない。協定の在り方については、早く進めてほしい。町としては、現時点の課題は、仮置き場をどこにするかである。

## 17 那須塩原市

- 市：連絡体制が組織立って頼もしい。具体的な運用にあたっては、これから市と協定を締結することになるのか。
- 協：県廃棄物対策課と7月16日に協定の在り方について協議する予定である。協議が整えば、改めて県からお知らせすることになると思う。
- 市：災害廃棄物処理計画を9月議会に諮る予定であり、参考にしたい。仮置き場は市内で7、8か所想定している。
- 協：より具体的な計画になるよう参考にしてほしい。

## 18 那須町

- 町：昨年度の台風19号では市町間の協議に時間がかかりすぎた。また、処分することを考慮せず、集約することを優先したため、廃棄物が分別されず処分に苦慮した。可燃性の災害廃棄物を大田原市に搬入したが戻された。焼却できるものは、町内の協栄工業に委託した。

## 19 大田原市

- 市：仮置き場を設置、管理するときに協会から助言、支援してほしいと考えている。このような情報を提供していただき感謝する。

## 20 那珂川町

- 町：欲しかった資料なので、情報提供いただき助かる。仮置き場の入り口が狭く困っている。
- 協：実際に管理をする場合、入口で入場制限しないと、混乱するので気を付けたほうがいいと思う。

## 21 那須烏山市

- 市：昨年度の台風19号では、次々仮置き場を設置し、4か所設置した。災害廃棄物を搬入しながら、処分はできないか。
- 協：同時に進めることは難しいが、午前中搬入、午後搬出に分ければ可能と考える。または、仮置き場が満杯になったら、すぐに処分し空にして、2か所を交代で管理することは可能と考える。

## 22 足利市

- 市：この応援体制をどう進めるのか、協定を締結するのか。
- 協：県と協定について協議中であり、なるべく早く進めたい。
- 市：県はここのところ、主体性、リーダーシップに欠ける。

## 23 佐野市

市：赤見の仮置き場は重機等を何も入れなかったもので、3日で満杯になってしまった。葛生はその教訓を生かし、重機等を導入し管理した。パッカー車で収集した焼却ごみにいろいろなものが入っており、焼却施設が故障した。今後、この応援体制をどう進めるのか、個別に市と協定を締結してもらえるのか。

協：県と協定について協議中であり、なるべく早く進めたい。

市：市としては、被災後速やかに受け入れ態勢を整えたいと考えており、直接協会とやり取りでできるのはありがたい。

協：災害は広範囲に発生するので、協会もどう対応できるか、復興に向けて尽力したい。

## 24 日光市

市：この応援体制を進めるには、協定を締結するのか。現在他の団体と協定を締結しており、重複しないようにすみ分けたい。

協：協定の重複にとらわれず、いいとこどりをすればいいのではないかと。

## 25 鹿沼市

市：昨年旧鹿沼市街、旧栗野町が被災した。栗野地区は、被災が大きく地区ごとに仮置き場を設置した。昨年度は処理単価を決めるのに時間がかかった。処理単価はどうなるのか、参考にある値はあるのか。

協：災害廃棄物は畳一つとっても濡れているのか、泥がついているのかなどで状況が異なり、単価はさまざまである。しかし、関東地域協議会で各県の建設廃棄物のアンケート結果をまとめており、建設物価とともに参考になる。また、昨年度の災害廃棄物の処理実績も参考になると思う。

市：昨年度は、市町村協議に時間がかかり、委託を断念したことがあった。昨年度は業者に直接電話をしたので、このような資料は手間が省けて助かる。

## 26 市町村会

市：市町説明に先立ち、大変有用な情報提供に感謝する。7月20日に市長会があるが、災害廃棄物処理応援体制については、事務局から情報提供する。県は、協会が市町に説明することを承知しているのか。

協：アンケート内容については、県からひな型の提示があり、連絡体制については県に報告し、市町に説明する旨説明済みである。

## — 補助金のお知らせ —

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用して、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を行う取組に対して支援を行っています。是非、ご活用ください。

【事業名】ASSET事業の二次公募について

【概要】高効率な低炭素機器（L2-Tech認証製品等）の導入により、CO2排出削減目標を掲げ、その目標達成を約し、本事業の参加者全体において排出枠の調整を行い、事業全体として確実な排出削減を目的とし、それら低炭素機器の導入を支援する。

※L2-Tech：先導的（Leading）な低炭素技術（Low-carbon Technology）  
([http://www.env.go.jp/earth/l2\\_tech\\_japan/index.html](http://www.env.go.jp/earth/l2_tech_japan/index.html))

【公募期間】令和2年7月13日（月）～ 同年8月20日（木） 12時必着

【URL】<https://www.asset.go.jp/rule/index/2020>

【連絡先】一般財団法人温室効果ガス審査協会 E-mail: [asset@gaj.or.jp](mailto:asset@gaj.or.jp)

当協会菊池会長が全産連の理事に就任しました。

当協会の菊池会長が、6月29日に開催されました公益社団法人全国産業資源循環連合会の第10回定時総会において理事に就任されました。また、同連合会の法制度対策委員会委員にも就任されましたことを併せて御報告いたします。

### 公益社団法人全国産業資源循環連合会 役員名簿

#### 会長

永井 良一（ながい りょういち）一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（非常勤）

#### 副会長

鈴木 昇（すずき のぼる）一般社団法人宮城県産業資源循環協会会長（非常勤）  
 杉田 昭義（すぎた あきよし）一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長（非常勤）  
 橋 正則（たちばな まさのり）一般社団法人富山県産業資源循環協会会長（非常勤）  
 \* 鈴木 洋佑（すずき ようすけ）公益社団法人静岡県産業廃棄物協会会長（非常勤）  
 片渕 昭人（かたぶち あきひと）公益社団法人大阪府産業資源循環協会会長（非常勤）  
 越生 昭徳（こしお あきのり）一般社団法人鳥取県産業資源循環協会会長（非常勤）  
 松本 英高（まつもと ひでたか）一般社団法人香川県産業廃棄物協会会長（非常勤）  
 篠原 隆博（しのはら たかひろ）一般社団法人佐賀県産業資源循環協会会長（非常勤）

#### 専務理事

森谷 賢（もりや まさる）公益社団法人全国産業資源循環連合会専務理事（常勤）

#### 理事

\* 山岡 緑三郎（やまおか ろくさぶろう）一般社団法人秋田県産業廃棄物協会会長（非常勤）  
 \* 菊池 清二（きくち せいじ）公益社団法人栃木県産業資源循環協会会長（非常勤）  
 小林 増雄（こばやし ますお）一般社団法人埼玉県環境産業振興協会会長（非常勤）  
 藤枝 慎治（ふじえだ しんじ）公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長（非常勤）  
 \* 木下 茂（きのした しげる）一般社団法人滋賀県産業資源循環協会会長（非常勤）  
 文 盛厚（ぶん もりあつ）公益社団法人京都府産業資源循環協会会長（非常勤）  
 大塚 雅司（おおつか まさし）一般社団法人岡山県産業廃棄物協会会長（非常勤）  
 \* 森 史朗（もり しろう）公益社団法人福岡県産業資源循環協会会長（非常勤）  
 \* 加藤 晴夫（かとう あきお）一般社団法人大分県産業資源循環協会会長（非常勤）  
 \* 鈴木 宏和（すずき ひろかず）一般社団法人東京都産業資源循環協会会長（非常勤）  
 東浦 知哉（ひがしうら ともや）一般社団法人兵庫県産業資源循環協会会長（非常勤）  
 岩間 雄一（いわま ゆういち）公益社団法人静岡県産業廃棄物協会副会長（非常勤）  
 浜野 廣美（はまの ひろみ）公益社団法人大阪府産業資源循環協会副会長（非常勤）  
 \* 大前 慶幸（おおまえ よしゆき）一般社団法人広島県資源循環協会副会長（非常勤）

#### 監事

時田 茂（ときた しげる）公益社団法人北海道産業資源循環協会会長（非常勤）  
 毎田 正男（まいだ まさお）一般社団法人石川県産業資源循環協会会長（非常勤）  
 芝田 稔秋（しばた としあき）弁護士（非常勤）

※・・・新任

## こんな時どうする？ 廃棄物か有価物か

今月号は、平成17年に環境省が発出した規制改革通知のQ&Aをご紹介します。廃棄物か有価物かは、おから裁判により、物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思を総合的に判断することになりましたが、この業界では永遠のテーマかもしれません。

### 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化

- 1 産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと。
- 2 記1の場合において廃棄物に該当しないと判断するに当たっては、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため、「行政処分の指針」(平成30年3月30日付け環廃産発第18033028号本職通知)第一の4の(2)において示した各種判断要素を総合的に勘案する必要があるが、その際には、次の点にも留意する必要があること。
  - (1) 再生利用にあつては、再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
  - (2) エネルギー源としての利用にあつては、エネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者による当該利用が、発電事業、熱供給事業又はガス供給事業として確立・継続しており、売却実績がある電気、熱又はガスのエネルギー源の一部として利用するものであること。
  - (3) 再生利用又はエネルギー源として利用するための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。
- 3 なお、廃棄物該当性の判断については、上述の「行政処分の指針」第一の4の(2)の②において示したとおり、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。

Q：再生利用が予定されている産業廃棄物について、再生利用の入口となる、引渡し（輸送）の過程で廃棄物処理法の規制を及ぼすのは、円滑なりサイクル市場の発展を阻害するのではないか。

A：廃棄物処理法が他人に有償で売却することができない物を廃棄物としてとらえて規制を及ぼしているのは、たとえそれが他者に引き渡した後に再生処理等により有償で売却できるものになるとしても、今その物を占有している者にとって不要である場合、ぞんざいに扱われ生活環境保全上の支障を生じるおそれがあることによるものである。このように、廃棄物について、いずれ有償売却されることや再生利用されることを理由に廃棄物処理法の規制を及ぼさないことは不適切であり、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となるまでは、廃棄物処理法の規制を適用する必要がある。

Q：ガソリンスタンドや自動車整備工場、各種工場から排出される廃油（廃潤滑油等）の大部分は、廃油再生業者によって回収され、燃料として再生利用されている。排出事業者と廃油再生業者との間の取引は、回収量や運搬距離によっては廃油再生業者が排出事業者に対して適正な対価を支払う有償取引が一部行われることもあるが、再生利用が困難な有害物を含有する可能性があることなどから、廃油取引市場一般としては有償取引が行われているとは言い難い状況にある。こうした状況においては、廃油（廃潤滑油等）の回収行為について産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があるか。

A：1回の取引のみで有償性を判断するのではなく、当該事業者の事業全体で有償取引が行われていると認められない限りは、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要がある。

Q：有償で譲り受ける者が占有者となる時点以前についての廃棄物該当性はどうなるのか。例えば収集運搬については、輸送費が売却代金を上回っている場合には産業廃棄物の収集運搬と判断されるのか。

A：取引価値を有すると判断するための基準として、本通知において示した「行政処分の指針」においては「客観的に見て当該取引に経済的合理性があること」としているが、販売価格より運送費が上回ることのみをもってただちに「経済的合理性がない」と判断するものではなく、廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとに、その着手時点における客観的状況から、物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があるものであり、引渡し側から譲り受ける者までの間の収集運搬についても、上述の総合的な判断が必要である。

Q：再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が、引渡し側の排出事業場等に譲り受ける物を引取りに行く場合、「再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点」は譲り受ける者が当該物の引渡しを受けた時点と解してよいか。

A：お見込みのとおり。ただし、本通知は、有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないことを示したのであり、当該時点以降の廃棄物該当性の判断については、本通知中の2及び3で示したとおり行うものである。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等の際し、支援、助言を行う事業を今年度から実施しております。詳細につきましては、当協会までご連絡ください。TEL028-612-8016

#### <主な事業>

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

#### <その他>

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円（産業資源循環協会の会員・賛助会員は5万円）。
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

募集

さんばい 助成

検索

クリック!

# サプライズ!さんばいサプライズ

## ～令和3年度 産業廃棄物処理助成事業～

### 【助成事業とは・・・】

本財団では、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法及び小型家電リサイクル法により認定された研究開発事業者に対して、助成基金を設けて支援しています。

### 【助成事業の実施期間は原則1年以内】

助成事業の実施期間は、原則として令和3年4月から1年以内とします。ただし、事業の種類によっては、令和5年3月までの最長2年間の申請も可能です。

### 【年間助成額は最高500万円】

年間の助成金額は最高500万円です。なお、2年継続し助成事業を希望し選考に合格した事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。

応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

### 《応募手続き》

#### (1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、本財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

<http://www.sanpainet.or.jp/service02.php>

#### (2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に郵送して下さい。

#### (3) 応募締切日

**令和2年9月30日(水) 消印有効**

※ 応募前の事前相談を必ず行ってください。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

#### 〈応募先・お問い合わせ先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号 ヒューリック虎ノ門ビル 10階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 (担当: 齋喜、長田)

TEL: 03-4355-0155 FAX: 03-4355-0156 URL: <http://www.sanpainet.or.jp>

E-mail: [info@sanpainet.or.jp](mailto:info@sanpainet.or.jp)

お気軽にお問い合わせください。

【行政情報】栃木県環境森林部地球温暖化対策課からのお知らせ

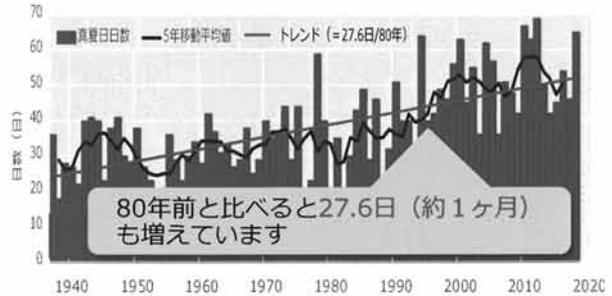
栃木県気候変動適応センター通信 第4号

令和2(2020)年7月

# こんなにすごい！日傘の効果

日差しが厳しい日が増えてきました。  
真夏日や猛暑日は増加傾向にあり、私たち  
一人一人の適応行動が重要となります。

今回は、お出かけ時の手軽な対策である  
「日傘」の効果サーモグラフィーを使って  
検証してみました！



宇都宮における真夏日の年間日数【1940～2018年】

**日傘※が「ある」と「ない」で、10℃程度（最大15℃程度）の差がありました！**

※遮光効果100%・UVカット率99%以上

<協力：栃木県地球温暖化防止活動推進センター>

日差しが直接  
当たらないだけで、  
暑さがだいぶ  
和らぎました♪



## 夏の外出は日傘で快適！

環境省が行った実験では、  
日傘を使って強い日差しから体を守ると、

**汗の量が約17%も減る**

上着を着用しないクールビズと日傘の併用で、  
**熱ストレス※を約20%も低減できる**

※深部体温と累積発汗量で計算

という結果が出ています。

熱ストレスの観点からは、男女問わず日傘  
を活用することが望まれます。

【出典】日傘の活用推進について

～夏の熱ストレスに気を付けて！～（環境省）

## 日傘を使って距離を確保！

新型コロナウイルス感染症対策では  
「人と人との距離の確保」が大切です。

日傘を差して、必要な距離を確保する  
と、マスクも外せて、より過ごしやすくなるかも!?



【出典】『新しい生活様式』における

熱中症予防行動のポイント（厚生労働省）

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部地球温暖化対策課 ☎028-623-3186】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報は  
センターHPを御覧ください (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)



## 【行政情報】宇都宮市保健所 生活衛生課からのお知らせ

宮保生第146号  
令和2年7月27日

関係団体の長様

宇都宮市長 佐藤 栄一  
(保健福祉部保健所生活衛生課扱)

## 新型コロナウイルス感染拡大予防対策の周知について（依頼）

日頃より、本市の保健衛生行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

多くの事業者の皆様は、各関係団体が業態ごとに作成した新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを活用し、自らが個々の状況に応じた対策を講じられていることと存じます。

さて、市内事業所の集団感染事例では、勤務中（事務作業など）の対策は徹底されてきているものの、休憩室や更衣室等における、取組・意識が希薄となり、従業員同士で感染したと推測されるケースが見られます。

つきましては、従業員の安全・安心の確保を徹底するとともに、業種ごとのガイドラインのうち、特に下記の点に留意し、従業員同士の感染拡大を予防するよう、貴組合員へ周知願います。

## 記

従業員同士の感染が推測されるケースが続いていることを踏まえ、特に注意すべきことは次のとおりです。

## (1) 出勤前、出勤時の取組

- ・体温を測定し、発熱やかぜ症状がある場合、責任者へ報告し自宅待機とする。  
※感染者の多い地域からの通勤がある場合には特に注意する。
- ・感染した従業員、濃厚接触者\*と判断された従業員は、勤務させない。

## (2) 休憩室、更衣室等での取組

- ・3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避することを踏まえて、一度に利用する人数を減らし、対面での食事や会話は避ける。
- ・可能な限りマスクを着用する。
- ・共有物品（テーブル、イス等）は清潔に保ち、定期的に消毒する。
- ・利用時には、常時換気する。
- ・入退室時に手指の洗浄・消毒をする。

## ※ 濃厚接触者とは

- 「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者
- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
  - ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
  - ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者  
(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

## 《参考》業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（内閣官房）

- ・新型コロナウイルス感染症対策 > 業種ごとの感染症拡大予防ガイドライン一覧  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

## 【問い合わせ先】

宇都宮市保健所 生活衛生課  
TEL：626-1108  
-1110, -1111

事業者の皆様へ

## 事業所における従業員の感染防止策

業務以外の場面で、従業員同士の感染が推測されるケースが続いていきますので、業種ごとのガイドラインを踏まえ対応いただくとともに、特に次のことについての取組をお願いします。

### 出勤前，出勤時に取り組んでいただくこと

- ・ 体温を測定し，発熱やかぜ症状がある場合，責任者へ報告し自宅待機とする。 ※感染者の多い地域からの通勤がある場合には特に注意
- ・ 感染した従業員，濃厚接触者と判断された従業員は，勤務させない。

### 休憩室，更衣室等に取り組んでいただくこと

- ・ 3つの密（密閉空間，密集場所，密接場面）を回避することを踏まえて，一度に利用する人数を減らし，対面での食事や会話は避ける。
- ・ 共有物品（テーブル，イス等）は清潔に保ち，定期的に消毒する。
- ・ 利用時には，常時換気する。
- ・ 入退室時に手指の洗浄・消毒をする。

栃木県立美術館からのお知らせ

45分で



# 栃木一周



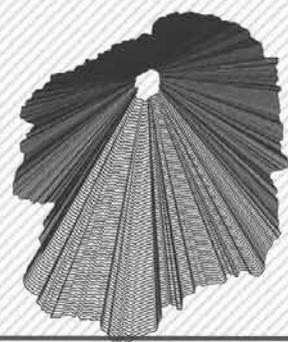
## Around Tochigi in 45 Minutes



1900 1900年頃 栃木県立美術館蔵

2019 放電の館から120年後の日光東照宮石鳥居 2019年10月撮影

2020.7.11(土) ⇨ 9.22(火・祝)



開館時間 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)  
 休館日 月曜日(8月10日、9月21日は開館)、8月11日(火)  
 観覧料 一般800(700)円、大高生500(400)円、中学生以下無料  
 ( )内は20名以上の団体料金

主催 栃木県立美術館  
 後援 朝日新聞宇都宮総局、NHK宇都宮放送局、  
 エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、  
 下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、  
 栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、  
 毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞社宇都宮支局

**栃木県立美術館**  
 Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts  
 〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566  
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

19世紀に80日間で世界を一周するという冒険物語がありました。それでは栃木県を一周するのにどのくらいの時間が必要でしょうか。那須高原の自然を満喫し、日光の社寺を訪ねて、温泉で一泊、益子の焼き物を買って宇都宮の街歩き、さらに栃木から佐野、足利と個性豊かな街々を訪ねるとなると、とても数日では足りません。四季折々に変化する風景や季節ごとの旬の食材を楽しみながら、じっくりと栃木の良さを味わっていただきたいものです。

とはいえ時間の制約がある現代、初めて栃木県を訪れる方にもコンパクトに栃木の魅力を知っていただくというのがこの展覧会です。栃木ゆかりの芸術家たちが描く自然や歴史、人々の暮らしには、一見地味に見えながらも落ち着いて味わい深いこの地の魅力がぎゅっとつまっています。

# 45分で 栃木一周



1. 高橋由一《東北新道石版画 栃木県庁の図》1884年
2. 高橋由一《東北新道石版画 栃木県河内郡茂原村新道の内牛茂原の図》1884年
3. 五石城文哉《日光車馬道》
4. 川島雄一郎《瀑布》1936年
5. 清水登之《陶土の丘》1932年
6. 狩野人《中禅寺湖秋色》1955年頃
7. 内田運久《残照》1947年
8. 清水登之《大澤節子像》1929年頃
9. 海老原友史《新船山》1975年



1.

2.



3.

4.

5.

6.



7.

8.

9.

【会期中のイベント】 \*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため予定を変更する場合があります。詳細についてはお問合せ下さい。

【ギャラリー・トーク】(担当芸芸員による解説)  
7月11日(土) 午後3時30分から(1時間程度)  
企画展示室(企画展観覧料が必要、事前申し込み不要)

【英語での作品鑑賞会 英語で栃木をご案内】(協力:公益財団法人 栃木県国際交流協会)  
9月16日(水) 午前10時30分から(1時間程度) / 企画展示室(企画展観覧料が必要、事前申し込み不要)

【陶芸ワークショップ】 みんなでつくる「宝」プロジェクト事業 関連ワークショップ  
【世界に一つだけの宝・陶壁を創ろう!】

全2日。午前の部(午前10時から)、  
午後の部(午後1時30分から)よりお選びください。  
8月30日(日) ガイダンス、個人制作  
9月13日(日) 個人制作の返却、鑑賞、協同制作  
講師:林香君氏(美術家・陶芸家)

定員:16名(午前・午後各8名、事前予約制・先着順)  
\*お電話にてお申込みください。TEL.028-621-3566  
対象:小学生以上(小学生は保護者同伴)、2日とも参加可能な方  
費用:1,000円(全2日の材料費・焼成費込)  
会場:本館集客室

【ギャラリーコンサート】

【山田耕筰レナサンス】  
出演:佐野隆哉氏(ピアノ)  
コーディネート:瀬井敬子氏、山田浩子氏  
9月12日(土) 午後2時より / 企画展示室内(企画展観覧料が必要)  
定員40名(往復はがきによる事前申し込みが必要。応募多数の場合は抽選)  
応募方法:往復はがき1枚につき2名までご応募可能です。往信の裏面に、お申し込み人数・各々の住所・氏名・電話番号を、返信の表面にお申込者の郵便番号・住所・氏名をご記入の上、下記宛先までお送りください。(8月21日(金)必着)。  
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 栃木県立美術館「山田耕筰レナサンス」係  
\*ご提供いただく個人情報は、本件以外に使用することはありません。

コレクション展Ⅱ  
日常と非日常  
7月11日(土) - 10月15日(木)

【宇都宮美術館のご案内】  
メスキータ  
7月5日(日) - 8月30日(日)  
宇都宮市長岡町1077 TEL.028-643-0100



【交通案内】  
○電車・バス  
・JR東京駅から東北新幹線にて約50分  
・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場) / 東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」にて「桜通十文字」バス停下車 徒歩5分  
○自家用車  
・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分  
・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

**栃木県立美術館**  
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts  
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566  
http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/

### 令和2年度全国労働衛生週間

本年度も令和2年度全国労働衛生週間実施要領に基づき、10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間として、

#### 「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ります。

#### －組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。

協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、令和2年8月10日現在、正会員194社・賛助会員24社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

#### 事務局だより



☆7月29日(水)～30日(木)

新規及び更新収集・運搬課程の暫定講習会が、宇都宮市内のコンセーレにおいて開催され、中指事務局次長、藤平主査が運営にありました。

☆7月31日(金)

栃木県プラスチック資源循環推進協議会が、栃木県公館において開催され、菊池会長、湯澤常務理事が出席しました。

☆8月6日(木)

宇都宮市不法投棄未然防止協議会が、宇都宮市教育センターにおいて開催され、湯澤常務理事が出席しました。

#### 【協会の皆様へ】

##### 許可証の変更等について

当協会では、協会の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。

この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。

最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡(TEL028-612-8016)ください。

\*事務局宛てにご連絡いただきたい事項

- 氏名(法人にあっては名称又は代表者の氏名)又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき(T E L又はF A X番号の変更も含む)
- 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき(許可証の写しを添付)

#### 編集後記

栃木県の新型コロナウイルスの感染者が、100人に達するまでに4か月半ほどかかっていましたが、クラスター感染が県内5か所で発生し、200人を超えるにはわずか20日間でした。そのような中でも、病床の稼働率は17.7%で、重症患者は0人で、過去最高29.4%の6割程度で収まっております。感染者は20代30代の若年層が多くを占めていましたが、家庭内感染が多くなり全世代に感染が広がってきました。

今回の新型コロナウイルスは、武漢型が3種類、欧州型が3種類に変異しているようで、ウイルスの突起物614番目のスパイクにより感染力が増しているようで、当初の3～9倍感染力が上がったとの報告もあります。一方で、重症化するケースは若年層が多いせいも少なく、ウイルスが弱毒化しているのかもしれませんが、症状としては、味覚障害などの場合は重症化するケースは低く、肺炎など肺に症状が現れた場合は要注意のようです。

新型コロナウイルスが、弱毒化ではなく無毒化ウイルスに変異することを願っております。

再生紙を使用しています